

# 救える命がそとにある

11月は児童虐待防止月間です

児童虐待に関する数字です。どんな数字が想像してみてください……

- ① 4倍
- ② 2位 隣人・知人(17・2%)
- ③ 母が50・1%

※答えは次のページをご覧ください。



育児って疲れる

子どもがうざい

下の子のほうがかわいい

夫が子育てに協力してくれない

お母さんには黙ってる



「これって虐待?」「もしかして、隣のあの子は虐待を受けているのでは?」…。

虐待は特別な家庭にのみ起こる問題ではありません。きっかけは育児不安、ストレス、孤立感などから始まることが多いと言われています。また虐待を受けた子どもは、心に大きな傷を残す可能性があります。

## 【児童虐待とは】

身体的虐待	殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
保護の怠慢・拒否	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

## 統計でみる児童虐待

平成27年度の埼玉県内児童相談所での虐待相談の内容別件数は、1位 心理的虐待(53・6%)、2位 身体的虐待(24・3%)、3位 保護の怠慢・拒否(21・1%)、4位 性的虐待(1・0%)でした。(表A)

### ●右ページ①4倍の答え

平成17年度(2,135件)と比較した、平成27年度における県内児童相談所の児童虐待通告受付件数(8,387件)です。(表B)

●右ページ②2位 隣人・知人(17・2%)の答え

平成27年度に県内児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経緯は、警察等(51・1%)に次いで近隣・知人が2位です。隣人・知人の虐待への関心が、虐待把握の大きな部分を占めていることを示します。(表C)

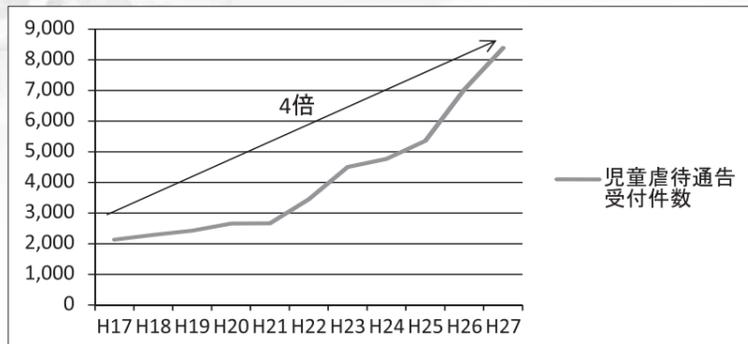
### ●右ページ③母が50・1%の答え

平成27年度の県内児童相談所における主たる虐待者は、実母が50・1%と最も多く、次いで実父が38・5%となっており、両者で88・6%を占めています。(表D)

【県内児童相談所における虐待通告受付件数の推移】-表A

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	計	H27割合(%)
0~3未満	285	356	1	1,140	1,782	21.2
3~就学前	390	422	9	1,171	1,992	23.7
小学生	704	617	15	1,403	2,739	32.7
中学生	424	251	30	533	1,238	14.8
高校生他	236	125	27	248	636	7.6
計	2,039	1,771	82	4,495	8,387	100.0
H27割合(%)	24.3	21.1	1.0	53.6	100.0	

【県内児童相談所における虐待通告受付件数の推移】-表B



【県内児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移】-表C

	家族親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童施設	警察	学校	その他	計
25年度	599	1,141	45	461	16	20	156	29	2,124	331	436	5,358
26年度	650	1,341	42	476	18	6	150	42	3,411	393	499	7,028
27年度	656	1,444	44	513	19	5	216	48	4,284	550	608	8,387
H27割合(%)	7.8	17.2	0.5	6.1	0.2	0.1	2.6	0.6	51.1	6.6	7.2	100.0

【県内児童相談所における主な虐待者の推移】-表D

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
25年度	1,710	333	2,931	36	348	5,358
26年度	2,711	436	3,375	50	456	7,028
27年度	3,227	423	4,200	67	470	8,387
H27割合(%)	38.5	5.0	50.1	0.8	5.6	100.0

## 平成28年度児童虐待防止推進月間標語

「さしのべてあなたのその手 いちはやく」

## あなたにできること……

連絡(通告)することは、問題を抱えて困っている家庭に支援の手を差し伸べる、子どもや家庭を救うことです。連絡(通告)による職員の訪問は、支援のきっかけと考えるください。

連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容については漏れることはありません。たとえ、結果的に通告(相談)が間違っていたとしても、責任は問われません。連絡した人の秘密は守られます。児童虐待の発生防止には、子どものSOSサインをいかに発見できるかにかかっています。

虐待で苦しんでいる人へ  
がまんしないで相談してください。

父母の方へ  
たとえば、おうちで……

子育てに疲れた子どもが可愛くないしつけがうまくいかずイライラする子どもをたたいてしまう子どもにも暴言をはいてしまう

## 地域の皆さんへ

たとえば、こんなとき……  
近所ですら子どももの激しい泣き声が聞こえる。家の中から怒鳴り声が聞える。子どもに不自然な傷やあざが見られる。

連絡先▼子ども支援課 ☎786-3211、児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

国では...

平成26年8月から、政府全体で効果的な対策についての検討を重ね、平成27年12月「スクスクサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)を決定しました。  
さらに、平成29年4月に、児童福祉法などの一部を改正する法律を施行し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るとしています。

埼玉県では...

平成27年度、県内の児童相談所が受けた児童虐待通告件数が8,387件と、児童虐待防止法が施行された平成12年以降最多の件数となりました。  
これを受けて平成28年度における取組みとしては、児童虐待防止啓発事業(オンラインリボンキャンペーン)を実施するなど、啓発を推進し、さらに児童相談所の体制を強化することとしています。

## 相談窓口の紹介

- こども支援課 ▶ ☎786-3211
- 児童相談所全国共通ダイヤル  
(お近くの児童相談所につながります)  
▶ 189
- 県中央児童相談所 ▶ ☎775-4152
- 子どもの人権110番 ▶  
☎0120-007-110 (法務省)
- インターネット人権相談 (総務省)

インターネット人権相談

検索 🔍



埼玉県中央児童相談所

「関係機関・地域と協力して子ども・家庭を支えます」

担当の方にお話を伺いました。  
Q. どのような施設ですか?  
A. 昭和54年に県下5番目の児童相談所として発足しました。子どもの福祉に関する様々な相談に応じ、問題解決に必要な援助をしています。  
Q. 様々なケースに対応されていると思いますが、そのなかで感じるなどありますか?  
A. 子育てはとても大変です。助けてほしいと思ったとき、親せき・知り合い・公共サービスなどを利用し、とにかく早く助けを求めてほしいと思います。「子育て」を「孤育て(一人で行う)」にしないようにしましょう。  
Q. 近所で虐待が疑われる家庭があったら、どうしたらよいですか?  
A. 警察に通報することも予防の第一歩ですが、「子育てで大変よね。」など、寛容な言葉をかけていただけだけでもだいぶ違うと思います。地域全体で子育てを応援してもらえたらいいですね。

里親制度をご存知ですか?



【里親とは】  
子どもの健やかな成長には、家庭の温かい愛情と理解が必要です。しかし、親の病気や離婚、虐待など様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちが、乳児院や児童養護施設などで生活しています。  
里親とは、こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、一時的または継続的に養育する人のことです。

【里親になるには】  
一定の要件を満たす必要があります。特別な資格は必要ありませんが、登録の前に研修を受講してもらいます。

里親入門講座を開催します  
里親になって子どもを育ててみたい、里親制度に興味がある人のために里親入門講座を開催します。  
内容▶里親制度の概要説明、里親の養育体験談、質問や情報交換など  
とき▶11月12日(土)午後1時30分~4時  
ところ▶北本市文化センター第2研修室(北本市本町1-2-1)  
申込み・問合せ▶11月10日(木)までに、電話で埼玉県中央児童相談所 ☎775-4152へ。

# あなたの子育てを支援します

子育てに不安や悩みを相談できる環境づくりをしています  
**親の学習事業**



教育委員会では、小・中学校入学を控えた保護者を対象とした「親の学習」講座を、就学時検診や学校説明会の折に実施しています。埼玉県家庭教育アドバイザーを講師に迎え、今までの子育てを振り返るとともに、今後の子育てについて考えてもらう機会になればと考えています。  
この講座は、家庭の教育力向上だけでなく、親同士の交流や子育てネットワークの充実をねらいとしています。子育ての不安や悩みを抱え込まないで、相談できる環境づくりが児童虐待やDVの発生予防の一つになると考えています。  
桶川の子どもたちが健やかに成長することを地域社会全体で支え合う取組みを進めてまいります。

## おめでとうの気持ちを込めて... こんにちは赤ちゃん訪問事業

市では、安心して子育てができ、赤ちゃん和妈妈が健康に過ごせるように、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しています。  
訪問員は、赤ちゃんが誕生したすべてのご家庭(おおむね4か月まで)に行き、育児の情報提供や相談、オケちゃんバッグに入った育児情報をプレゼントしています。ご不在の場合は、お手紙を入れさせていただき、次回にお会いできるようにしています。  
生後4か月以降の育児相談も健康増進課でお受けしていますので、気軽に相談してください。  
※訪問にお邪魔しました  
生後2か月の長女・奏乃ちゃん(かなの)の訪問を受けた三井さんは「訪問は、1か月健診から4か月健診までのちょうど中間の時期。いろいろ聞けるのでありがたいです。子どもは3人目ですが、この訪問は初めて受けました。地域の方の協力は助かります。」と話してくださいました。



三井幸子さんと奏乃ちゃん(末広在住)

## 児童生徒を取り巻く環境の改善を図ります スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒の問題行動などの原因は、心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校などの児童生徒を取り巻く環境にあると捉え、スクールソーシャルワーカーは、家庭・学校・地域・関係機関の橋渡しを行い、包括的な支援を行います。  
市では、市内小・中学校からの相談や要請に応じ、学校との連携を図りながら、支援を必要とする児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけるとともに、関係機関などのネットワークを活用しながら問題の解決を図っています。  
【主な業務】  
○問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ  
○関係機関などとのネットワークの構築、連携、調整  
○学校におけるチーム体制の構築、支援  
○保護者、教職員などに対する支援、相談、情報提供

## 『いつでも子育てメール相談』をご利用ください

~子育てにひとりで悩んだり、困ったりしたらお気軽にご利用ください~

- ★QRコードからアクセスすることができます。(市ホームページ内の「子育てメール相談」からもアクセスできます)
- ★相談の返答は、こども支援課がメール相談を受け付けしてから、おおむね2日以内に行います。
- ※メールの受信拒否、ドメイン指定受信、迷惑メール防止機能などを設定している場合は、メール相談を送信する前にドメイン指定解除などの設定をお願いします。(返答アドレス:kodomo@city.okegawa.lg.jp)



面接や電話で相談希望の人は

こどもと家庭なんでも相談をご利用ください。  
☎777-7708

相談日時▶火・木曜日午前10時~午後4時  
場所▶駅前子育て支援センター  
詳しくは☎こども支援課

# 人事行政の運営状況等を公表



市では、市職員の給与や勤務条件の状況などを市民の皆さんに知っていただくために、人事行政の運営状況をお知らせします。

詳しくは **職員課**

(6)一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）（標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補・技師補	主事・技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	
職員数	18	102	68	60	14	31	9	9	311
構成比	5.8%	32.7%	21.9%	19.3%	4.5%	10.0%	2.9%	2.9%	100%

※特定業務等従事任期付職員については除外しています。

(7)職員手当の状況（平成28年4月1日現在）

区分	期末・勤勉手当	退職手当	扶養手当（月額）	住居手当（月額）	地域手当
桶川市	年間支給率4.2月分（2.2月分） 職制上の段階、職務等による加算措置（ ）は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度 49.59月分 49.59月分	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16～22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者最高27,000円まで 持家居住者 4,500円	（支給率） 10%
国	年間支給率4.2月分（2.2月分） 職制上の段階、職務等による加算措置（ ）は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度 49.59月分 49.59月分	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16～22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者最高27,000円まで	（支給率） 10% 桶川市地域

地域手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額、交通用具利用者は距離に応じて算出した額
特殊勤務手当	著しく危険、不快な業務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当、清掃作業手当や行旅死亡人取扱手当など6種類
時間外手当	1時間当たりの算出方法 $\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12\text{月}}{(1\text{週間の勤務時間} \times 52) - (\text{祝日及び年末年始の休日の日数} \times 1\text{日の勤務時間})} \times \frac{125}{100} \sim \frac{175}{100}$

(8)特別職の報酬の状況（平成28年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当
市長 副市長	912,000円 780,000円	年間3.65月分
議長 副議長 議員	437,000円 384,000円 358,000円	年間3.90月分



## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況（平成28年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	60分	土・日曜日

(3)育児休業等取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区分	男	女
継続	0	8
新規	3	8

(2)年次有給休暇の取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数
16,492日	3,834日	438人	8.8日

(4)時間外勤務の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

対象職員数	時間外勤務総時間数	平均時間外勤務時間数（1ヵ月）
346	50,203	12.1

## 5 職員の分限および懲戒処分の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

(1)分限処分 8人

## 6 職員のサービスの状況

(1)職員の守るべき義務の概要

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利

企業等の従事制限

(2)営利企業等従事の許可状況

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）  
1件（区長） 56件（統計調査員）

## 7 職員の研修の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

職員研修の概要 延べ557人参加

①階層別研修 185人

内訳：新規採用職員研修（前期・後期）、中堅職員研修Ⅰ（主事技師級研修）、中堅職員研修Ⅱ（意識改革研修）、中堅職員研修Ⅲ（憲法）、主査級研修、主幹級研修、課長級研修 ほか

②特別研修 261人

内訳：人事評価者研修、行政対象暴力研修、メンタルヘルス研修、タイムマネジメント研修 ほか

③派遣研修 111人

内訳：自治大学校、彩の国人づくり広域連合、市町村アカデミー、北足立北部共同研修会 ほか

## 8 職員の福祉および利益の保護の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

(1)定期健康診断の実施状況 400人

(2)公務災害等の発生状況 公務中 2件、通勤中 0件

## 9 埼玉県央広域公平委員会からの報告事項

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

平成27年度は、措置要求案件はありませんでした。

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度は、不服申立て案件はありませんでした。

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)新規採用の状況（平成28年4月1日現在）

区分	受験人数	新規採用			再任用	任期付
		採用人数				
		男	女	合計		
一般行政職	91	12	3	15	27	10
事務職（一般）	79	10	2	12	18	5
事務職（社会福祉士）	—	—	—	—	—	1
技術職（土木）	5	2	0	2	5	0
技術職（建築）	—	—	—	—	3	0
保育士	7	0	1	1	1	4
現業職	—	—	—	—	2	0

※再任用・任期付については、平成28年4月1日に在籍している職員数です。

(2)退職の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区分	定年退職	勤奨退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期满了	
一般行政職	16	0	2	0	0	0	0	7	25
現業職	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(4)職位別昇格者数（平成28年4月1日付）

職位	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	主任級	主事級
昇格者数	6	9	6	12	5	14	24

(5)職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		439	435	434	430	430	433	437	436	440

(3)部門別職員数

（各年4月1日現在：地方公共団体定員管理調査から）

部門	職員数		対前年増減
	H27	H28	
議会	5	5	0
総務	103	103	0
税務	28	28	0
労働	1	1	0
農水	4	4	0
商工	8	10	+2
土木	53	50	△3
民生	120	120	0
衛生	35	35	0
一般行政計 A	357	356	△1
教育	52	50	△2
特別行政計 B	52	50	△2
普通会計の計 C=A+B	409	406	△3
下水	10	10	0
その他	21	23	+2
公営企業の計 D	31	33	+2
合計 C+D	440	439	△1

※地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく任期付職員については除外しています。

## 2 職員の人事評価の状況（平成27年度）

区分	内容
評価期間	【能力評価】平成27年1月1日～12月31日 【実績評価】平成27年4月1日～平成28年3月31日
評価基準日	【能力評価】平成28年1月1日・【実績評価】平成28年2月1日
評価対象者	特別職、他団体から派遣されている職員を除く全職員
評価項目	【能力評価】職務遂行過程における能力の発揮状況 【実績評価】業務目標の達成度

## 3 職員の給与の状況

(1)職員給与費の状況（平成28年度普通会計予算）

区分	職員数	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
28年度	438人	1,556,539千円	461,919千円	635,239千円	2,653,697千円

注1）職員手当には退職手当を含みません。

注2）給与費は当初予算に計上された額です。

(3)職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	初任給	
	大学卒	高校卒
桶川市	183,300	154,300
埼玉県	183,300	149,000
国	176,700	144,600

(2)職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
301,976円	38.3歳

(4)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	経験年数	
	10年以上15年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	374,835円
	高校卒	338,008円

(5)人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率(B/A)
27年度	平成28年1月1日現在 75,071人	22,408,321千円	381,375千円	3,749,192千円	16.7%

注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、セクハラなど女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。国・県・桶川市では、毎年さまざまな活動を行い、女性に対する暴力防止に取り組んでいます。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

\*\*\*\*\*

### ドメスティック・バイオレンス(DV)って？

DVとは、「夫婦や恋人など親密な関係にある人、またはあった人からの暴力による支配」です。命にも関わる暴力であり、重大な人権侵害です。これまでは、配偶者や恋人などパートナーからの暴力は、「個人的な問題」として、見過ごされてきました。そのため、一人で悩み苦しんでいる人やDVをされていることに気がついていない人もいます。

### 女性の4人に1人が暴力を受けています

内閣府の調査では、女性は4人に1人、男性は6人に1人が配偶者からの何らかの暴力を経験しており、DVはとても身近な問題です。

また、暴力をふるう加害者に一定のタイプはなく、年齢、学歴、職業、社会的地位に関係がありません。誰に対しても暴力的な人であれば、人当たりが良く「え？まさか、あの人が！」と思われる人もいます。

# DVをなくそう！

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です

詳しくは☑人権・男女共同参画課

### 暴力の種類

思い当たることはありませんか？これらはすべて暴力です。

暴力の種類	具体的な事例
身体的暴力	殴る・ける・相手に物を投げる・外へ閉め出す など
精神的暴力	大声で怒鳴る・無視する・他の人と交際を禁止する など
性的暴力	望まない性行為の強要・避妊に協力しない など
経済的暴力	必要な生活費を渡さない・家計の管理を独占する など

※これらの暴力は重複したり、繰り返し行われるのが特徴です。

### 子どもの面前での暴力も児童虐待

子どもに直接暴力をふるわなくても、子どもの前で配偶者などへ暴力をふるうことも児童虐待です。暴力のある環境で育つと、「自分の思い通りにするために、暴力をふるってもいい」「相手の機嫌が悪いのは、自分が悪いからだ」と考えるようになり、DVの加害者や被害者になってしまうことがあります。

### ☆☆☆一人で悩まず相談を！☆☆☆

#### 特設 DV 電話相談

11月14日(月)・15日(火)・16日(水)

DVの知識を持った職員が電話で相談に応じます。秘密厳守ですので、安心して人権・男女共同参画課 ☎786-3211へ電話してください。

#### 相談窓口

- 人権・男女共同参画課 ☎786-3211  
月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
  - 埼玉県配偶者暴力相談支援センター ☎863-6060  
月～土曜日 9:30～20:30  
日曜・祝日 9:30～17:00(年末年始を除く)
  - With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター) ☎600-3800  
月～土曜日 10:00～20:30  
(年末年始、祝日、第3木曜日を除く)
  - 上尾警察署生活安全課 ☎773-0110
- ※緊急の場合は迷わず110番

### 暴力のサイクル

